

## 第 4 9 号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項及び第 5 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。